



企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 「経営理念・ビジョン」
「プライベートのひとこま」
- P2 「最新判例の紹介」
「法改正情報」
「最近多いご相談」
- P3 「セミナー報告・セミナー告知」
「現場で役立つ書籍紹介」
- P4 「弊社からのお願い ～顧問先企業様からの声～」

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま



弊所は、個人分野では、いわゆる「終活」に注力しています。終活は、**「人生の終焉を考えることを通じ、『今を』よりよく、自分らしく生きる活動」**です。しかし、当初は、人生のエンディングにまつわる葬儀・お墓に関すること（のみ）を指す言葉として使われていました。逆に言えば、当時から、それだけ、葬儀・お墓のことについては、みなさん関心が高かったということでもあります。

これらトピックと切っても切り離せないのが寺院です。寺院の顧問先もおり、弊社でも関心高く、日々勉強させていただいております。そうでなくとも、寺院巡りは、神社巡りと同様に、趣味としても、さまざま訪問させていただいているところです。

先般、真言宗御室派 心願山 平等寺 三井寺（福岡県田川市伊田）に行っていました。別名「風鈴寺」と呼ばれており、8月の時期は、たくさんの風鈴が飾られ、時折吹いてくる風に涼しげな音を奏でています。

風鈴回廊、手水鉢、ガッツポーズ地蔵、心願厄除玉…とさまざま、見どころのある寺院でございました。もちろん、しっかりお参りをしてまいりました。

息子は、風鈴に「しょうらいはつめいかになる」と書いて願いごとをしており、激務の合間のほっこりする時間もいただくことができました。ありがとうございます。

このニュースレターが届くころには、季節的に、風鈴のイベントは終わってしまっているかもしれませんが、毎年やっているようなので、ぜひ、来年の訪問先のひとつとしていかがでしょうか。



最新判例の紹介

最高裁令和5年7月11日判決 「最高裁、性同一性障害者の経産省トイレ利用制限を認めない旨の判決」

最高裁は、性同一性障害の診断を受け女性として勤務する経産省職員が要求した、庁内の女性トイレの使用に係る行政措置を人事院が認めなかったことを、違法とする判決を言い渡しました。

本件は、性同一性障害の診断を受けていたものの、健康上の理由から性別適合手術は受けておらず、戸籍上は男性とされている経産省職員（上告人）が、執務階とその上下階の女性トイレの使用を制限されていること等を不服として、人事院に対し、行政措置の要求をした事案に関するものです。

人事院は、当該要求を認めない旨の判定をし、上告人は裁判所に対し、当該判決の取消しを請求していました。

地裁は、人事院判決を違法とし、取消請求を認容しましたが、高裁は、性自認に基づいた性別で生活するのは法律上保護された利益としつつも、経産省は他の職員の性的羞恥心や性的不安なども考慮して適切な職場環境を構築する責任を果たす必要があり、女性トイレの使用制限も裁量を超えないとして取消請求を棄却していました。

最高裁は、庁内で他の職員向けに行われた説明会でも、上告人による女性トイレ使用について明確に異議を唱える職員がいたとはうかがわれず、説明会から約5年後の人事院判定時点ではトラブルが生ずるとは想定しがたい状況だったこと等から、当該判定は具体的事情を踏まえることなく上告人の不利益を不当に軽視し、裁量権の範囲を逸脱濫用した違法なものとして、高裁判決を取り消しました。

本判決は、不特定多数の人々の使用が想定されるトイレ等公共施設の使用のあり方について言及するものではありませんが、**具体的事情を踏まえた利益の調整が必要になる**という点において、**民間企業の職場のトイレ等の扱いにおいても参考になるもの**だと思われます。

みなさまの職場におかれましても、従業員のトイレ使用に関して、お悩みがおありの方は、この機に、ご相談ください。

法改正情報

少し前の改正情報になりますが、自社で対応できているか振り返りの意味も込めて、2023年4月前後の改正について、お示ししておきたいと思います。また、今後の改正についても少し触れたいと思います。

2023年4月1日 【労働基準法改正】月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げ

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、大企業・中小企業を問わず一律「50%」となります。大企業は以前からそうでしたが、中小企業は猶予期間があったところ、働き方改革により、ついに中小企業にも適用になりました。運送業等に特に影響があると言われている改正です。

2023年4月1日 【労働基準法施行規則改正】デジタルマネーによる賃金の支払いが解禁

デジタルマネーによる賃金の支払いが解禁されます。具体的には、労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合に限って、デジタルマネー（PayPayなど）による給与の支払いが可能となります。

2023年12月1日 【道路交通法改正】検知器での運転者のアルコールチェックが義務化

改正により、安全運転管理者に対して、運転者の酒気帯びの有無（アルコールチェック）をアルコール検知器により確認することが義務付けられます。施行日は2022年10月1日から延期され、2023年12月1日となりました。

全国的にもそうでしょうが、特に福岡県に関しては、従前、大きな事故・事件があったからか、飲酒運転に対してとても厳しい印象です。刑事事件等の弁護を担当している実感としてそう思います。一方で、刑事事件（主に在宅事件）では、飲酒運転の事案を一定数担当し、これだけ世論が厳しくても、なかなか減らないのなど実感しているところです。一夜にして人生を棒に振ることになりかねませんので、アルコールのトラブル、飲酒運転については、よくよくお気を付けください。

最近多いご相談

以下、顧問先の企業様において相談の多い案件、又は、特徴的なご相談です。

- 1 労災関係
- 2 契約書チェック（リーガルチェック）関係
- 3 債権回収関係
- 4 社員とのトラブル

労災についての相談は多いように思います。弊社では、できるだけクイックレスポンスできるように心がけて対応させていただいており、突発的に起き

た事故について、すぐに回答できるようにしている点は喜ばれているようです。

債権回収などで、公正証書作成のサポートをする機会も多いです。セッティング、同行まで行っていますが、こちらも喜んでいただいているようです。

契約書のチェックは、企業関係の日常的な業務ですが、M&Aに関する契約書チェックなどもございました。顧問先企業様が成長拡大していく姿は、弊所の喜びでもあります。

セミナー報告・告知

【お礼】2023年8月18日 労働問題総まとめセミナー@中津商工会議所2階研修室

「生涯の学びを支える法教育」を経営理念と掲げる弊所では、企業様向けのセミナーにも注力しております。社長様・幹部クラスの方への十分な情報浸透により、たくさんの従業員を抱える会社組織がよくなれば、ひいては地域がよくなっていく一助になると確信しているからです。

今回、お忙しい社長様・幹部のみなさまに、短時間で最低限の知識を習得していただくため、30のポイントに絞って知識提供するとともに、現場で関係性を創っていく弊所所員の生の声を共有したり、現場での生の疑問に答えるパネルディスカッションを行うなど、工夫を凝らして行いました。さらに、重要なケースに限り、事例検討を行い、理解を深めていただきました。

生の就業規則を教材にしたり、弊所のPMVV、Law Office Standard、クレドカードなどの取り組みを紹介するなど、**等身大の内容にすることで、規模の近い中小零細企業様に必ずやお役に立てたもの**と思っております。また必ず行います。

《受講者からのコメント》

「ちょうど就業規則の見直しをしているところなので、大変参考になりました。」(N.K様)

「労務関係、労災関係 いい勉強になりました。」(S.U様)

「問題が起こる前に就業規則や雇用契約書を整備し、対策を講じていく事の重要性を知りました。」

「採用の大切さ、特に理念共感型採用について共感できました。」

「『本業に専念する環境を創る』というフレーズに心打たれ、経営者達にとって心強く感じました。」(有限会社若山電気商会様)



【ご報告】2023年8月19日 終活カウンセラー2級検定 @中津商工会議所2階研修室

終活カウンセラー協会主催の2級検定が中津で初開催されました。賀集副代表と私において講義を執り行ないました。みなさん熱心に聴いていただきました。また誘致します!そして次は豊前に誘致します!お楽しみに。



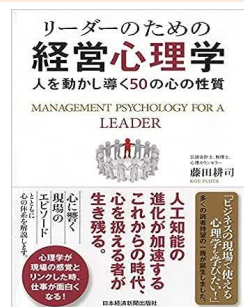
【告知】2023年9月30日(土) 今!聞いておきたい 終活/相続・遺言セミナー@イオンモール三光2階 イオンホール【予約優先制】定員30名

冒頭申し上げましたとおり、弊所は「終活」にも注力しており、こちらでも定期的にセミナーを開催しております。終活は事業承継にも絡み、企業経営とも無関係ではありません。企業は永続的に継続できるものではありませんが、少なくとも自分の代ではどのように締めくくり、どのようにバトンタッチをするのか、人生のエンディングを考えながら、逆算して今をどう生きるのか考える、これが安心できる人生の舵の取り方ではないかとも思っております。比較的一般向けの内容ではありますが、必ずや今後の人生のヒントも得られるかと思えます。ご興味があればぜひ。

▼前回のセミナーの様子



現場で役立つ書籍紹介



公認会計士・税理士・心理カウンセラー藤田耕司著「リーダーのための経営心理学人を動かし導く50の心の性質」。今回はこちらをご紹介します。

藤田先生は、大学受験の失敗を通じて、いままでと同じことをやっても合格しないと思って、試行錯誤していたところ、ふと掃除機が目に入ったそうです。「そういえば、掃除機使うときは、説明書読んで使い方を勉強してから使うよな。脳みそ使って勉強してるけど、**脳のトリセツなんか読んだことないな。**」と思ったとか。そこで、1か月ほどは、受験勉強ではなく、脳の仕組み、特に当時は記憶に関するメカニズムを勉強し、その後に受験勉強を始めたところ、みるみる成績が上がって、希望していた以上のところに合格を勝ち取ったということです。この経験から、脳の仕組み、こころの仕組み、

心理学を活かしていくことの重要性を感じ取り、経営者となった今では、「一般社団法人日本経営心理士協会」を立ち上げ、経営者に「現場を変える」ための心理学の実践をお伝えしているとのこと。

この先生に非常に共感できるのは、「**セミナー受講自体には意味はない。現場で実践し、現場を変えることに意味がある。**」というスタンスでのぞんでいらっしゃるからです。私もセミナーは良く行いますが、「いい

話を聞いた」で終わることなく、その方の人生の質の向上に、実際に寄与していくことの難しさは、日々感じているところです。

本書籍は、藤田先生の経営心理学のエッセンスが詰まっています、事例もたくさん盛り込まれていますので、現場に活かすにあたって、非常に強い武器になるのではないかと思います。

藤田先生は、経営者の悩みの多くは、「売上が上がらない」「社員が育たない」ということで、一言で言えば、「お客様という『人』が思うように動いてくれない」「社員という『人』が思うように動いてくれない」という「**人**」の悩みに集約されると言います。相談をしてきた経営者に、「人の悩みなんですよ。人の脳やこころの仕組みはどれくらい勉強していますか」と尋ねると、黙ってしまうのだとか。私も紛争の解決と予防というある意味で人間らしい現象を扱う職業なので、心理学を学ぶ重要性についてはよく言われていましたが、藤田先生のお話を聞いて、非常に納得できる場所がありました。ぜひみなさまも1度学ばれてみることをおすすめします。そのきっかけとして、本書はいかがでしょうか。

紙面の関係上、すべてをご紹介できませんが、ここで紹介されている50の心の性質のうち、自戒を込めて、いくつかだけ引用してご紹介させていただきます。

- ・ **心の性質6** 何歳になっても成長の跡を褒めてほしいという気持ちは変わらない。
- ・ **心の性質7** 「当たり前」の感覚を持たなければ、そのことに感謝することができる。
- ・ **心の性質8** 「照れくさい」を克服できるとコミュニケーションに変化が生まれる。
その変化は時に感動をもたらす。
- ・ **心の性質15** 自分が気づいていない能力や長所に気付かせてくれる人、自分のさらなる可能性を信じてくれる人は、かけがえのない存在になる。
- ・ **心の性質22** 部下の成長そのものを自分の喜びとできることは、マネージャーとしての重要な能力でありその能力は部下の成長を促進し、組織の成長も促進させる。
- ・ **心の性質38** ワクワクする未来のイメージによって人は大きなエネルギーを得ることができ、そのエネルギーを得るために人はワクワクする未来を掲げる人の下に集まる。
- ・ **心の性質48** 知識は実践による体験と感情を伴うことで、実務で使える知恵となる。
- ・ **心の性質50** 人を動かし導くためには、まず「自分」を動かし導く必要がある。

弊所からのお願い ～顧問先企業様からの声～

いつも大変お世話になっております。弊所は、地方にも必ず存在し、また地方を支えている中小零細企業様のご支援をすることを通じ、企業の発展・活性化に寄与することによって、ひいては地方の活性化に寄与していきたいと、常々考えております。

しかし、弁護士は、企業において、「揉めた場合に最後に出てくる」というイメージがあり、また、日常的な会計業務や給与計算等の日常的・定型的な業務があるわけではないので、税理士、社会保険労務士の先生と比べると、企業経営者にとって身近な存在になり切れていないようにも思います。

もちろん、弊所も努力を重ねますが、企業顧問として弁護士を選択するかどうかは、やはり、同じく企業経営者の立場で弁護士をどのように活用できているのか、役に立っているのかを体感している、顧問先の企業様の声が最も響きやすいのではないかなと思っています。

守秘義務等に縛られた業界の特性上、弊所が勝手に情報発信するようなことはもちろんありませんが、もし、ご協力をいただける企業様がおられましたら、HP等で「顧問先企業様の声」という形でご紹介させていただきたいと思っています。

会社名を出すことに抵抗がある場合は、イニシャルでも構いません。写真掲載も許可いただけると大変嬉しいところですが、コメントだけでも結構です。顧問先企業様の声という形で、コメントにご協力いただける会社様がございましたら、ぜひ弊所にお声がけください。

豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊19-14スペース I

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

